

ご加入者様 各位

令和6年6月11日

プロテリアル健康保険組合

柔道整復師(整骨院・接骨院)の 受診照会にご協力ください!!

施術料点検を強化します！

整骨院や接骨院での治療（施術）は、すべてに保険証が使えるわけではありません。健康保険が使えるのは、捻挫や打撲など急性の外傷によるものに限られています。

そこで当組合では、皆さまに納めていただいた大切な保険料を有効に使うため、柔道整復師からの請求書の内容点検を行ってまいりましたが、このたび、さらなる医療費適正化対策として、外部の専門業者に業務を委託し柔道整復師の施術内容点検を強化することとしました。

つきましては、委託業者（株式会社大正オーディット）より皆さまのもとに書面や電話で、柔道整復師の施術内容などについての照会、確認等をさせていただく場合がありますので、お手数をお掛けして申し訳ありませんが照会があった場合は、速やかにご協力賜りますようお願いいたします。

なお、この照会によって皆さまに施術料等の請求をすることは一切ありません。

領収書を保管しましょう

請求書の処理の関係で、照会の時期は、施術から2～3ヵ月後となります。

柔道整復師関係の請求書には、よく誤りのあるケースが見られます。整骨院や接骨院で施術を受けたときは、負傷した部位、施術の内容、施術の年月日などの詳細をメモしておきましょう。また領収書も必ず保管しておいてください。

業務委託会社：株式会社 大正オーディット

株式会社大正オーディットは健康保険関係の個人情報保護をふまえた療養費の点検業務を行う専門業者です。

この施術内容照会により知り得た個人情報の取り扱いに関しては、療養費支給申請書の内容審査に限定し、他の目的には一切使用しないよう契約を締結しております。